

宮崎県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例(野鳥国内2例目)に係る野鳥監視重点区域の解除について

令和3年12月8日(水)

<宮崎県同時発表>

宮崎県宮崎市の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出(野鳥国内2例目)を受け、野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年12月7日(火)24時に当該区域を解除しました。

1. 経緯

- 11月9日(火) ・ 宮崎大学が独自調査として宮崎県宮崎市で野鳥糞便を採取
- 11月16日(火) ・ 宮崎大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)を検出
- 11月19日(金) ・ 採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 11月19日(金) ・ 宮崎県が野鳥緊急調査を実施
- 12月7日(火) ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除※

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- 一野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- 一家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- 一環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国への対応レベルは、国内複数箇所での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された11月11日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、引き続き野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
代 表	03-3581-3351		
直 通	03-5521-8285		
室 長	東岡 礼治	(内線 6470)	
室長補佐	村上 靖典	(内線 6675)	
係 長	庄司 亜香音	(内線 6473)	
担 当	宮澤 結有	(内線 6477)	